

○厚生労働省告示第三百七十五号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第三無機薬品及び有機薬品の項第百五十号の規定は、平成二十六年三月二十五日から適用する。

平成二十五年十二月十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第一中第二十号を第二十一号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 ビダラビン

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百五十四号を第二百五十五号とし、第百五十号から第百五十三号までを一号ずつ繰り下げ、第百四十九号の次に次の一号を加える。

百五十 トロキシピド